【計算例3】ワンストップ特例を適用する場合

1 計算の前提となる寄附金額等

項目	金額	備考	
寄附した金額	18,000円		
総所得金額等	2,330,000円		
所得控除額	836,000円		
課税総所得金額	1,494,000円		
算出所得割額	149,400円	内訳:特別区民税89,640円、都民税59,760円	
調整控除額	2,500円	内訳:特別区民税1,500円、都民税1,000円	
調整控除後所得割額	146,900円	内訳:特別区民税88,140円、都民税58,760円	

2 控除額の計算

計算項目	控除額		計算式	備考
(ア) 基本控除額	特別区民税	960円	(A) ×6%	
	都民税	640円	(A) ×4%	
	合計	1,600円	特別区民税分960円 + 都民税分640円	
1 (1)	特別区民税	8,149.92円	(A) ×84.895% ×6/10	上限額17,628円(調整控除後所得割額88,140円×20%)
	都民税	5,433.28円	(A) ×84.895% ×4/10	上限額11,752円(調整控除後所得割額58,760円×20%)
	合計	13583.2円	特別区民税分8,149.92円 + 都民税分5,433.28円	
亅 (ウ)	特別区民税	491円	(A) ×84.895% ×5.105/84.895 × 6/10	1円未満端数切上
	都民税	327円	(A) ×84.895% × 5.105/84.895 × 4/10	1円未満端数切上
	合計	818円	特別区民税分491円 + 都民税分327円	
	特別区民税	9,601円	(基本控除額960円+特例控除額8,149.92円)+申告特例控除額491円	1円未満端数切上
	都民税	6,401円	(基本控除額640円 + 特例控除額5,433.28円) + 申告特例控除額327円	1円未満端数切上
	合計	16,002円	特別区民税分9,601円 + 都民税分6,401円	

A = 寄附金額18,000円 - 自己負担額2,000円

上記の計算により、寄附金額18,000円のうち、2,000円は自己負担、16,002円が住民税から控除されます(所得税分も住民税から控除されます)。